

## 地方独立行政法人大阪市民病院機構 業務実績評価の基本方針（案）

大阪府地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会  
平成 27 年 月 日決定

地方独立行政法人法第 28 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定に基づき、大阪府地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）において地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっては、以下の方針に基づき行うものとする。

## I 方針

- （1）評価は、法人が中期目標を達成するために、業務運営の改善及び効率化が進められること及び法人の質的向上に資することを目的として行うものとする。
- （2）評価は年度計画及び中期計画の実施状況を確認し、分析したうえで、法人の業務運営等について総合的に判断して行う。
- （3）単に実績数値にとらわれることなく、年度計画及び中期計画を達成するための業務運営の改善や効率化等の特色ある取組、様々な工夫を行った場合は積極的に評価する。
- （4）年度計画及び中期計画の評価結果内容や勧告を行った場合にはその内容を市民に分かりやすく示すこととする。
- （5）評価の方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ柔軟に対応するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

## II 評価方法

評価は、各事業年度終了後に「年度評価」、中期目標期間終了後に「中期目標期間評価」を実施するものとし、それぞれの評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

## （1）年度評価

中期計画及びそれに基づく年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。なお、年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。

## ①項目別評価

法人が、小項目について病院ごとの実績がわかるように自己点検・自己評価を行い、これに基づき評価委員会において、検証、評価または進捗状況の確認を行い、項目別評価（小項目及び大項目）を行う。

## ②全体評価

評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における中期計画の進捗状況全体について、記述式による総合的な評価を行う。

## （2）中期目標期間評価

中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。なお、中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。

## ①項目別評価（大項目評価）

評価委員会は、各事業年度評価の結果を踏まえ、中期目標の達成状況を調査分析し、項目

別評価（大項目）を行う。

②全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式による総合的な評価を行う。

Ⅲ 評価の進め方

（１）報告書の提出

法人は、各事業年度終了後３か月以内に当該事業年度における業務実績を明らかにし、自己評価を記載した業務実績報告書を評価委員会に提出する。また、中期目標期間終了後には、当該中期目標期間の業務実績について報告書を提出する。

（２）評価の実施

評価委員会は、提出された業務実績報告書をもとに、法人からの意見聴取を踏まえ業務実績を調査分析し、総合的な評価を行う。

（３）意見申立て機会の付与

評価委員会は、評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち法人に評価結果（案）を示し、意見申立ての機会を付与する。

Ⅳ 評価結果の活用

（１）法人は、評価結果や勧告を踏まえ、法人として取り組む事項を明確にし、改善に取り組む。

（２）評価委員会は、次期中期目標の策定及び次期中期計画の作成に関して意見を述べる際には、当該中期目標期間の評価結果等を踏まえるものとする。

## 地方独立行政法人大阪市民病院機構 年度評価実施要領(案)

大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会

平成 27 年 月 日決定

### 1. 趣旨

○地方独立行政法人大阪市民病院機構(以下「法人」という。)に係る各年度の業務実績の評価(年度評価)は、「地方独立行政法人大阪市民病院機構 業務実績評価の基本方針(平成 27 年 月 日施行)を踏まえ、以下に示す基本方針及び評価方法等に基づき実施する。

### 2. 評価の基本方針

○評価は、年度計画及び中期計画の進捗状況等の評価し、組織・業務等に関する改善すべき点等を明らかにすることにより、法人運営の質的向上や病院改革の推進に資することを目的とする。

○市民への説明責任の観点から、中期目標の達成に向けた法人の取組状況等を分かりやすく示すこととする。

○評価の方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

### 3. 評価の方法

○年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

○「項目別評価」では、当該年度の年度計画に掲げる「第1及び第2」の事項において、年度計画の記載事項ごとに、法人が自己評価を行い、これをもとに、評価委員会が評価を行う。

○「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期計画の全体的な進捗状況について総合的に評価する。

### 4. 項目別評価の具体的方法

○項目別評価は、(1)法人による自己評価、(2)評価委員会による小項目評価、(3)評価委員会による大項目評価、の手順で行う。

#### (1)法人による自己評価

○法人は、年度計画の小項目(内容によっては複数の小項目)ごとの進捗状況について、I～Vの5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。

○業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由(実施状況等)を記載する。

○自己評価の区分は次のとおりとする。

V…年度計画を大幅に上回って実施している(特に認める場合)

IV…年度計画を上回って実施している

Ⅲ…年度計画を順調に実施している

Ⅱ…年度計画を十分に実施できていない

I…年度計画を大幅に下回っている

○業務実績報告書には、特記事項として、業務運営の改善や効率化等の特色ある取組、様々な工夫、今後の課題などを自由に記載する。

## (2) 評価委員会による小項目評価

- 評価委員会において、法人の自己評価及び目標設定の妥当性などを総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、Ⅰ～Ⅴの5段階による評価を行う。
- 評価の区分は、法人の自己評価の区分と同じとする。
- 評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

## (3) 評価委員会による大項目評価

- 評価委員会において、小項目評価の結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとの進捗状況について、S・A～Dの5段階による評価を行う。
- 評価の区分は次のとおりとする。
  - S・・・「特筆すべき進捗状況」(特に認める場合)
  - A・・・「計画どおり」(すべての項目がⅢ～Ⅴ)
  - B・・・「おおむね計画どおり」(Ⅲ～Ⅴの割合が9割以上)
  - C・・・「やや遅れている」(Ⅲ～Ⅴの割合が9割未満)
  - D・・・「重大な改善事項あり」(特に認める場合)

## 5. 全体評価の具体的方法

- 評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。
- 全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取組(法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善、病院運営の透明性の向上、病院間の連携など)を積極的に評価することとする。

## 6. 年度評価の具体的な進め方とスケジュール

- 法人において、業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。【6月末まで】
- 評価委員会において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、年度評価の作業を行う。【7～8月】
- 評価委員会における審議を通じて評価(案)をとりまとめる。
- 評価(案)について法人に意見申立て機会を付与する。
- 評価委員会において評価を決定した後、市長に報告する。【9月】